

■ 配偶者控除および配偶者特別控除の控除額の改正について（平成 31 年度）

平成 29 年度の税制改正により、配偶者控除および配偶者特別控除の控除額などが改正されました。平成 31 年度（平成 30 年中の所得）の町民税・県民税から適用されます。

・ 配偶者控除の改正内容

夫（または妻）の合計所得金額に応じて控除額が改正され、合計所得金額が 1000 万円を超える場合は、配偶者控除が受けられなくなりました。

※配偶者控除は、配偶者の所得が 38 万円以下（給与収入で 103 万円以下）である場合に対象となります。

		夫（または妻）の合計所得金額			
		900 万円以下	900 万円超 950 万円以下	950 万円超 1000 万円以下	1000 万円超
配偶者の区分	一般の控除対象配偶者（その年の 12 月 31 日時点で 70 歳未満）	33 万円	22 万円	11 万円	控除適用なし
	老人控除対象配偶者（その年の 12 月 31 日時点で 70 歳以上）	38 万円	26 万円	13 万円	

・ 配偶者特別控除の改正内容

夫（または妻）の合計所得金額に応じて控除額が改正されたほか、対象となる配偶者の合計所得金額が 38 万円超 123 万円以下（改正前：配偶者の合計所得金額 38 万円超 76 万円未満）となりました。

		夫（または妻）の合計所得金額			
		900 万円以下	900 万円超 950 万円以下	950 万円超 1000 万円以下	1000 万円超
（配偶者の合計所得金額に換算した額） 給与収入に換算した額	38 万円超 90 万円以下 （103 万円超 155 万円以下）	33 万円	22 万円	11 万円	控除適用なし
	90 万円超 95 万円以下 （155 万円超 160 万円以下）	31 万円	21 万円		
	95 万円超 100 万円以下 （160 万円超 166 万 7999 円以下）	26 万円	18 万円	9 万円	
	100 万円超 105 万円以下 （166 万 7999 円超 175 万 1999 円以下）	21 万円	14 万円	7 万円	
	105 万円超 110 万円以下 （175 万 1999 円超 183 万 1999 円以下）	16 万円	11 万円	6 万円	
	110 万円超 115 万円以下 （183 万 1999 円超 190 万 3999 円以下）	11 万円	8 万円	4 万円	
	115 万円超 120 万円以下 （190 万 3999 円超 197 万 1999 円以下）	6 万円	4 万円	2 万円	
	120 万円超 123 万円以下 （197 万 1999 円超 201 万 5999 円以下）	3 万円	2 万円	1 万円	
	123 万円超（201 万円 5999 円超）	控除適用なし			

■ 個人が認定・特例認定 NPO 法人に寄附した場合

個人が認定・特例認定 NPO 法人（以下、認定 NPO 法人等）に対し、その認定 NPO 法人等の行う特定非営利団体活動に係る事業に関する寄附をした場合、所得控除又は税額控除のいずれかを選択適用できます。

■ 問い合わせ先：肝付町役場 税務課 ☎ 65 - 8414（直通）
内之浦総合支所 町民生活課 ☎ 67 - 4511（直通）